

(仮称)会津若松市自治基本条例  
素 案

平成 28 年 3 月

会津若松市まちづくり市民会議

## 《目 次》

条例草案の構成	1
前文	2
第1章 総則	
1 条例制定の目的	2
第1条 目的	
2 条例の位置付け	3
第2条 条例の位置付け	
3 用語の定義	3
第3条 定義	
第2章 まちづくりの基本原則	
4 まちづくりの基本原則	4
第4条 まちづくりの基本原則	
第3章 まちづくりの主体の権利・責任	
5 まちづくりの主体	5
第1節 市民・市民等	
6 市民・市民等の権利と責任	5
第5条 市民及び市民等の権利と責任	
第6条 青少年の権利	
第7条 事業者の権利と責任	
第2節 議会・議員	
7 議会・議員の役割等	6
第8条 議会の役割と責任	
第9条 議員の責任	
第3節 行政（市長等・市職員）	
8 市長等・市職員の責任	7
第10条 市長等の責任	
第11条 市職員の責任	
第4章 情報共有によるまちづくり	
9 情報公開・情報提供・説明責任・情報共有	8
第12条 情報提供及び共有	
第13条 情報公開	
第14条 説明責任	

10	個人情報保護	8
	第 15 条 個人情報保護	
第 5 章 参画・協働によるまちづくり		
11	参画	9
	第 16 条 参画	
12	市民意見の公募	9
	第 17 条 市民意見の公募	
13	附属機関	10
	第 18 条 附属機関	
14	市民等の意見等への対応	10
	第 19 条 市民等の意見等への対応	
15	協働	10
	第 20 条 協働	
16	コミュニティ	11
	第 21 条 コミュニティ	
第 6 章 市政運営によるまちづくり		
17	総合計画	11
	第 22 条 総合計画	
18	行政評価	12
	第 23 条 行政評価	
19	財政運営	12
	第 24 条 財政運営	
20	危機管理	13
	第 25 条 危機管理	
第 7 章 国や他自治体等との連携・協力		
21	国や他自治体等との連携・協力	13
	第 26 条 国、他自治体等との連携、協力	
第 8 章 条例の検証・見直し		
22	条例の検証・見直し	14
	第 27 条 条例の検証、見直し	

## (仮称) 会津若松市自治基本条例「素案」の提出にあたって

会津若松市まちづくり市民会議は、その前段の発足準備会における自治基本条例の必要性やあり方に係る議論を経て、自治による自主・自律のまちづくりに関心を有する公募市民等やアドバイザーである学識経験者の参画のもと、平成26年5月に設置し、以降、現在まで全35回の会議やフォーラムを開催し、他自治体の事例や学識経験者の知見等に学びながら、本市のまちづくりの理想像やあるべき姿、それらを実現するために必要な多様なまちづくりの担い手の役割、担い手間で共有すべき基本的な原則やそうした原則に基づく市政運営の制度・仕組みのあり方等について議論を重ねてきた経過にあります。

そうした経過を踏まえ、地方分権の進展や少子高齢化・人口減少、ライフスタイル・市民ニーズの多様化といった本市を取り巻く環境等の変化や、身近な地域課題等を解決していくための対応として、本市の多様なまちづくりの担い手である市民や議会、行政が目標や方向性、考え方を一にし、それぞれが役割を担いながらまちづくりへ参画していくことの重要性を認識し、その実現のためには、全市民で共有される明示されたルールとして条例という法形式にすることが必要との総意に至り、市民会議として条例に盛り込むべきと考える具体の項目や要素、考え方について議論を重ね、条例草案としてとりまとめ、昨年6月に中間報告の位置付けで市長へ提出・提案したところであります。

その後、その草案について広く市民の皆さんへお示ししながら意見交換を行い、いただいたご意見等を踏まえながら市民会議で更なる議論を重ね、条例素案としてとりまとめ、今般、市民会議としての最終報告の位置付けで市長へ提出・提案いたします。

この自治基本条例に係る市民会議の取組や条例制定を端緒として、自治によるまちづくりの輪が全市に広がっていくことを切に願うものです。

平成 28 年 3 月 7 日

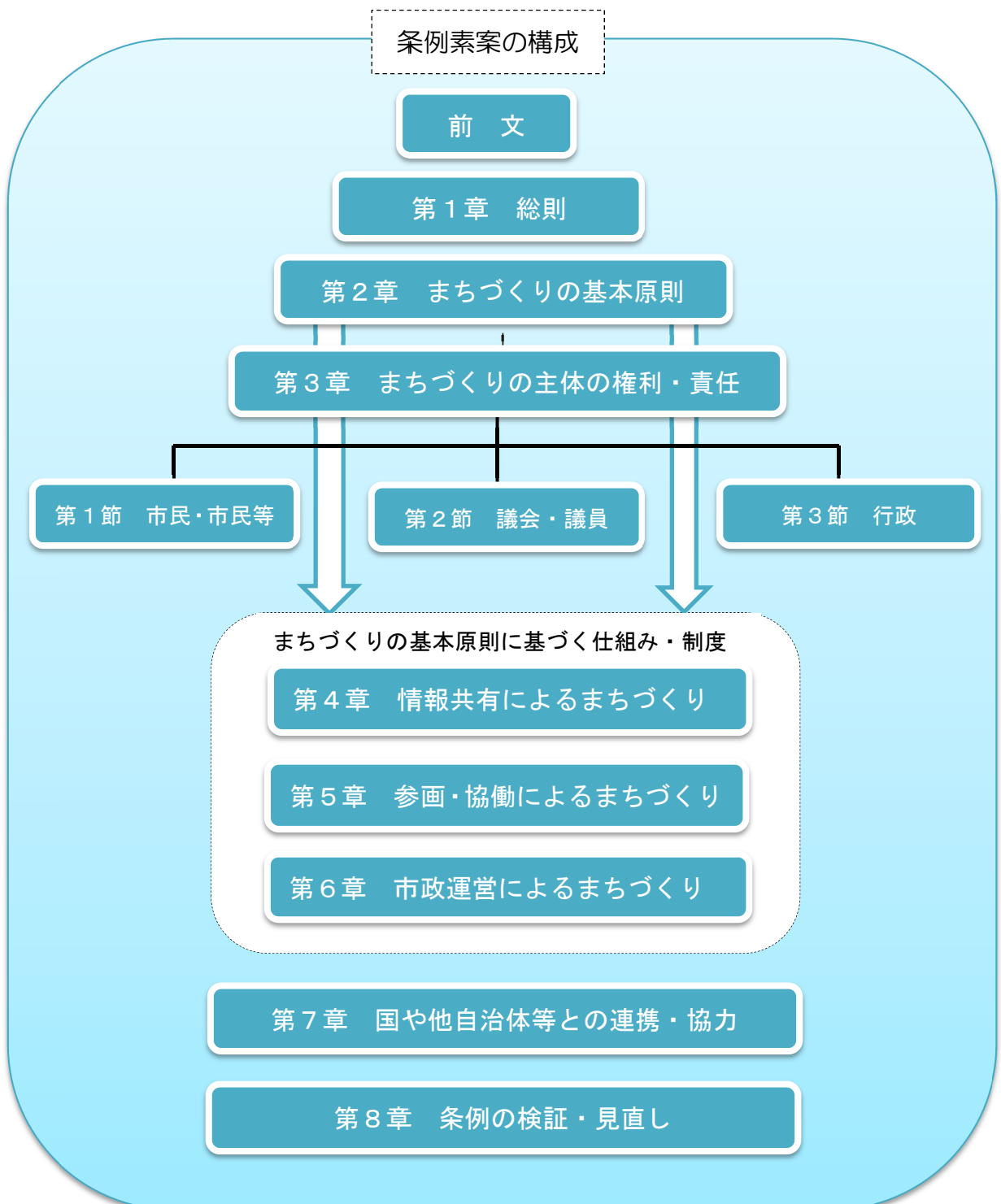
会津若松市まちづくり市民会議

議長 薄 敬治

## 自治基本条例「素案」について

住民自治によるまちづくりに関心を有する市民等の集まりである「まちづくり市民会議」における議論を踏まえ、自治基本条例に盛り込むべきと考える項目や要素をまとめるとともに、それらを条文化し整理したものを「自治基本条例素案」としています。

また、この条例素案は、まちづくり市民会議における全 35 回に及ぶ議論の過程において、広く市民の皆さんの意見を踏まえ全市に及ぶルールとして相応しいものにしていきたいという思いから、昨年における条例草案の市長への提出後、その条例草案をもとに市内全 16 地区において市民の皆さんとの意見交換会を開催し、様々な意見をいただきながら作成したところです。



前文を設けることにより、本市のこれまでの歩みや姿、現状、それらを踏まえた上で条例を制定する背景や目的、基本となる理念を明らかにするとともに、条例により実現したいまちづくりの理想像やあるべき姿、方向性を示し、それらを以降で規定する事項により実現しようとするものです。

会津若松市は会津盆地の東南部に位置し、周囲には広大な山々や猪苗代湖が隣接しており四季折々の表情豊かな自然にあふれています。また、鶴ヶ城を有する城下町として長きにわたり豊かな伝統や文化が脈々と受け継がれ、「ならぬことはならぬ」という言葉に代表される仕の掟や會津藩校日新館の道德教育による人材育成によって培われた會津人の心が今も息づいているまちです。

私たちは先人達が汗を流し築いてきた歴史を誇りに思い、會津人としての自律心を胸に、子どもから高齢者まで誰もが幸せに暮らしていけるまちを築き、次の本市を担う世代へと引継いでいかなければなりません。

そのために私たち自身がまちづくりの主役であることを自覚し、まちづくりへの意欲をもって一人ひとりが他を思いやり、支え合うことで人と人とのつながりを活性化させた、いきいきとしたまちづくりを進めていくことが必要です。

私たち自らの意志で自らの理想のまちをつくることをここに決意して、自治の基本となるこの条例を制定します。

## 第1章 総則

### 1 条例制定の目的

#### 【規定する要素】

- 自治の基本理念及び仕組みを定めます。
- 市民等や議会、市長等の権利や役割を明らかにし、協働で取り組みます。
- 自らが責任を持ち、実践していく「自主・自立」のまちをつくります。
- 将来にわたりどんなまちをつくるのか、具体的に示します。

(目的)

第1条 この条例は、会津若松市における自治の基本的な理念及び仕組みを定め、市民等、議会及び市長等の果たすべき役割を明らかにするとともに、市政運営に関する基本的な事項を定めることにより、自治の確立を図り、もって自主自立のまちを実現することを目的とする。

## 2 条例の位置付け

### 【規定する要素】

- 本市の自治によるまちづくりを進めていくための基本として位置付けます。
- 市の他の条例や規則等の制定、改正等については、この条例を尊重し、整合を図るようにします。

(条例の位置付け)

第2条 この条例は、会津若松市における自治の基本を定めるものであり、議会及び市長等は、他の条例等の制定及び改廃にあたり、この条例の内容を尊重し、整合を図るものとする。

## 3 用語の定義

### 【規定する要素】

- 市  
基礎自治体としての会津若松市を指します。
- 市民  
市内に居住する者を指します。
- 市民等  
上記市民の他、市内で働く者、学ぶ者、活動する者、事業を営むものを指します。
- 市長等  
市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び水道事業管理者を指します。
- 参画  
市民が自発的かつ主体的に市の政策立案、実施、評価及び見直しの各段階における意思形成に関わることを指します。
- 協働  
市民等、市議会及び市長等が相互の果たすべき責務を認識し、それぞれの特性を活かしながら、お互いに信頼・尊重する考えのもと、公共的な目的を果たすため、協力してともに働くことを指します。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市 基礎自治体としての会津若松市をいう。
- (2) 市民 市の区域内に住所を有する者をいう。
- (3) 市民等 市民及び市の区域内において働き、学び、若しくは活動する個人又は団体をいう。
- (4) 市長等 市長、水道事業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (5) 参画 自発的かつ主体的に、市民が市の政策立案、実施、評価及び見直しの各段階における意思形成に関わることや、市民等がその他様々な活動に関わるこという。

- (6) 協働 市民等、議会及び市長等が相互の果たすべき役割を認識し、それぞれの特性を活かしながら、お互いに信頼、尊重する考えのもと、公共的な目的を果たすため、協力してともに活動することをいう。

## 第2章 まちづくりの基本原則

### 4 まちづくりの基本原則

#### 【規定する要素】

- 市民等自らが考え、行動するためには、正しい情報が大切です。そのため、議会や市長等が保有する情報を提供し、市民等と共有します。【情報共有】
- 地域を取り巻く様々な課題に取り組むため、市民等一人ひとりがまちづくりの担い手（当事者）として、主体的に関わることが大切です。そのため、参加・参画機会の創出に努めるとともに、参加・参画を図るための取組を積極的に進めます。【参加・参画】
- 地域の課題を解決するために、市民等、議会、市長等がお互いを信頼・尊重し、協働により取り組んでいきます。【協働】
- 地域社会は、多様な人々・団体等で構成され、また、特色（個性）ある地域により成り立っています。そのため、年齢や性別、職業、障がいの有無、地域等にかかわらず、それぞれの違いや共通点を認め合い、お互いに尊重してまちづくりを進めます。【多様性の尊重】
- まちをつくるのは、そこに住み、集う人々です。市民等と市長等がともにまちづくりを担う人材の育成に努めていきます。【人材育成】
- 地域の自然・歴史・文化は、大切な宝物です。これらの大切な財産を守り、伝え、そして、活かしたまちづくりに取り組んでいきます。【地域資源の継承・活用】

#### (まちづくりの基本原則)

第4条 市民等、議会及び市長等は、次に掲げる原則に基づき自治を推進するものとする。

- (1) 情報共有の原則 議会及び市長等が保有する市政運営に関する情報を提供し、市民等と共有すること。
- (2) 参加・参画の原則 まちづくりの担い手として地域課題の解決に主体的に取り組むとともに、参加や参画の機会の創出に努めること。
- (3) 協働の原則 地域課題を解決するために、お互いを信頼・尊重し、協働により取り組んでいくこと。
- (4) 多様性尊重の原則 年齢や性別、職業、障がいの有無等、お互いの違いや共通点を認め合い尊重してまちづくりを進めること。
- (5) 人材育成の原則 とともにまちづくりを担う人材の育成に努めること。
- (6) 地域資源の継承・活用の原則 地域の歴史や文化、自然といった大切な資源を守り、伝え、活かしたまちづくりに取り組むこと。



## 5 まちづくりの主体

### 【規定する要素】

- 本市のまちづくりの主体を「市民」・「市民等」、「議会」・「議員」、「市長等・市職員（行政）」とします。

## 第1節 市民・市民等

## 6 市民・市民等の権利と責任

### 【規定する要素】

- 市民は、市政に参加・参画する権利を有すると同時に、その権利の行使に責任を持つことが必要です。
- 市民等は、市政運営に関する情報を知る権利を有すると同時に、市政に関して関心を持つことが必要です。
- 地方自治法に定める市民（※住民）の権利を本条例に定める市民の権利と分けて示します。
- 青少年は、それぞれの年齢にあった方法で市政に参加することができます。
- 事業者は、市政に参加・参画するだけでなく、従業員の市政参加・参画を奨励するよう努めます。

### （市民及び市民等の権利と責任）

第5条 市民は、自治の主体として、地方自治法（昭和22年法律第67号）に定める権利及び義務のほか、市政に関する情報を知る権利や、市政に参加、参画する権利を有する。

2 市民等（市民を除く。）は、市民に準じ、市政に関する情報を知る権利や、市政に参加、参画する権利を有する。

3 市民等は、市政に関心を持ち、権利の行使に責任を持たなければならない。

### （青少年の権利）

第6条 青少年は、それぞれの年齢に応じた方法により、市政に参加、参画することができる。

### （事業者の権利と責任）

第7条 事業者は、自ら市政に参加、参画するほか、勤務する者の市政参加、参画の奨励に努めるものとする。

### 7 議会・議員の役割等

#### 【規定する要素】

##### ■議会

- 議会の役割について確認するため、地方自治法に定める権限をあらためて記載します。
- 地方自治法に定める権限だけでなく、政策立案や政策提案の役割を担うことが必要です。
- 議会はその活動について、公正性と透明性を確保する必要があります。
- 議会は、広く市民等の意見を聞くとともに、その意見への対応状況、途中経過、対応の結果について説明責任を負う必要があります。

##### ■議員

- 議員は、市民の立場に立って、市民の利益のために活動します。
- 議員は、市民から選ばれた代表としての誇りを持って活動するとともに、自己の発言や行動への責任を自覚する必要があります。
- 議員は、市民の利益の向上のため、常に自己研鑽を行い、能力を高めていきます。
- 議員は、広く市民等の意見を聞くとともに、その意見の市政への反映の結果や途中経過について、迅速に市民等に説明します。

#### (議会の役割と責任)

第8条 議会は、地方自治法に定めるところにより、条例の制定改廃、予算の決定、決算の認定その他市政運営の基本的な事項を議決する。

2 議会は、広く市民等の意見の把握に努めるとともに、把握した意見に基づく政策立案、政策提案及び政策提言を図らなければならない。

3 議会は、その活動について、市民等への説明責任を果たさなければならない。

4 前各項に規定するもののほか必要な事項は、会津若松市議会基本条例（平成20年条例第19号）に定めるところによる。

#### (議員の責任)

第9条 議員は、市民の代表として、市民福祉の向上のために活動しなければならない。

2 議員は、自らの発言や行動に責任を持たなければならない。

3 議員は、広く市民等の意見の把握に努めるとともに、当該意見の市政への反映状況等について、速やかに市民等に説明するものとする。

4 議員は、政策立案、政策提案及び政策提言の能力の向上を図るため、不断の自己研鑽に努めなければならない。

### 第3節 行政（市長等・市職員）

#### 8 市長等・市職員の責任

##### 【規定する要素】

- 市長は、市民の代表であり、地方自治法に定める役割を担うことを確認する必要があります。
- 市長は、市民の代表としての誇りを持ち、自己の発言や行動に責任を持ちます。
- 市長は、市政について、市民等及び市議会に説明責任を果たさなければなりません。
- 市長等は、広く市民等の意見を聞いて、市民等の実情を把握することで、その最大幸福のために職務を遂行する必要があります。
- 市長等は、より良い職務遂行のため、自己の能力を研鑽するよう努力しなければなりません。
- 職員は、市民等の生活の向上のため、法令を遵守し、使命感を持って、公平、公正に職務執行を行う必要があります。
- 職員は、これからますます増加する、多様な地域課題の解決のため、自己研鑽に努める必要があります。
- 職員は、組織の縦割り意識を廃し、組織横断的に職務に従事する必要があります。

##### （市長等の責任）

第10条 市長は、市民の代表として、地方自治法に定める権限を公正かつ誠実に執行するとともに、広く市民等の意見を聴き、市民等の実情を把握するとともに、自らの発言及び行動に責任を持って市政運営にあたらなければならない。

2 市長等は、地方自治法その他の法令に定める自らの権限の執行について、市民等及び市議会への説明責任を果たさなければならない。

3 市長等は、効果的かつ効率的な市政運営を図るため、不断の自己研鑽に努めなければならない。

##### （市職員の責任）

第11条 市職員は、市民生活の向上のため、法令を遵守し、使命感を持って、公平、公正に職務を執行しなければならない。

2 市職員は、多様化する地域課題の解決のため、不断の自己研鑽に努めなければならない。

3 市職員は、組織横断的な視点に立って職務を遂行しなければならない。

## 9 情報公開・情報提供・説明責任・情報共有

### 【規定する要素】

- 市民参画や協働によるまちづくりを進めていく前提として、議会・行政からの情報公開や提供、付随しての説明責任を通じた、市民等、議会・議員、行政といった各主体間の情報共有を図ります。
- 情報公開や情報提供には必ず説明責任が伴います。
- 議会・行政からの適時・適切で分かり易く、情報弱者に配慮した様々な媒体による情報の提供や、そうした提供手法についての不断の改善に努めます。
- 市民等は受け身ではなく積極的に情報の把握に努めることが必要です。

### (情報提供及び共有)

第12条 議会及び市長等は、それぞれ保有する市政に関する情報の提供により、市民等との情報共有に努めなければならない。

- 2 議会及び市長等は、前項の情報の提供にあたって、適時、適切で分かりやすい内容となるよう努めるとともに、提供の手法について不断の改善に努めなければならない。
- 3 市民等は、市政に関する情報の積極的な把握に努めなければならない。

### (情報公開)

第13条 議会及び市長等は、市民等の知る権利を保障するため、別に条例で定めるところにより、必要な措置を講ずるものとする。

### (説明責任)

第14条 議会及び市長等は、市政に関する情報の公開及び提供にあたり、市民等に分かりやすく説明しなければならない。

## 10 個人情報保護

### 【規定する要素】

- 情報公開や情報提供を通じた情報共有を図る一方で、個人情報の保護が十分に図られなければならない。
- 個人情報の適正な収集、管理及び利用が求められます。
- 議会、行政の保有する情報を対象とします。

### (個人情報保護)

第15条 議会及び市長等は、前3条の規定による情報の共有にあたり、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の収集、管理及び利用について、別に条例で定めるところにより、必要な措置を講ずるものとする。

## 11 参画

### 【規定する要素】

- 議会や行政をはじめ、市民等も主体的にまちづくりに参画する意識を持つことが必要です。
- 議会や行政は、市民等の参画の機会の整備に努めます。
- 議会や行政は、市民等の参画意識を高めます。
- 市民等、議会、行政は、男女共同参画に関する意識を高めます。

(参画)

第16条 市民等、議会及び市長等は、主体的にまちづくりへ参画する意識を持たなければならない。

- 2 議会及び市長等は、市民等がまちづくりに参画する意識の高揚及び参画する機会の創出に努めなければならない。
- 3 市民等、議会及び市長等は、男女平等の意識づくりに努めるとともに、男女共同参画社会の形成を推進しなければならない。

## 12 市民意見の公募

### 【規定する要素】

- 市民等の参画の一手法として、各種条例や規則、計画等を制定・策定する前段に市民等の意見を把握し市政へ反映させるために必要です。
- 形骸化を防止する観点から、市民等も積極的に意見を述べる必要があります。
- 市長等は、提出された意見を尊重し、意思決定を行います。
- 提出された意見の取扱が明確になるよう、各意見に対する市長等の考え方を公表します。
- 意見を求める対象（条例案等）だけでなく、そこに至る経過も併せて明示します。
- 市長等は、本制度の周知に努めます。

(市民意見の公募)

第17条 市長等は、総合計画及び行政の各分野における計画並びに条例等の案の策定にあたり、必要な事項を公表し、市民等の多様な意見を広く求め、当該案に反映させるよう努めなければならない。

- 2 市民等は、前項に規定する意見を求められた場合においては、積極的に意見を述べるよう努めなければならない。
- 3 市長等は、提出された意見を尊重し、意思決定を行うとともに、提出された意見に対する市長等の考え方を公表しなければならない。
- 4 市長等は、当該制度の周知に努めなければならない。
- 5 前4項に定めるもののほか、市民意見の公募に関し必要な事項は、別に定める。

## 13 附属機関

### 【規定する要素】

- 市民参画の一手法として、市長の諮問機関である各種審議会等へ、多くの公募市民の参画を図り、そこで出された意見を市政へ反映させることが必要です。
- 同一者のみの参画による制度の形骸化を防止する観点から、幅広い世代から、積極的に参画するよう促します。
- 行政から制度や委員公募の積極的な周知を図ります。

### (附属機関)

第 18 条 市長等は、市民意見を市政へ反映させるため、市の執行機関に設置する審議会等へ、市民からの公募による委員の参画に努めなければならない。

2 市長等は、当該制度を周知するとともに、前項の公募にあたり、様々な立場の市民の参画となるよう努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、附属機関への市民参画に関し必要な事項は、別に定める。

## 14 市民等の意見等への対応

### 【規定する要素】

- 議会や行政は、市民等の意見等を把握するための機会の創出に努めます。
- 市民等からの意見や要望、苦情等に対して、議会や行政は迅速かつ的確に対応し、市政運営の改善等に活かします。

### (市民等の意見等への対応)

第 19 条 議会及び市長等は、市民等の意見、要望、苦情等を把握するための機会の創出に努めなければならない。

2 議会及び市長等は、市民等からの意見、要望、苦情等に対して誠実かつ速やかに対応し、市政運営の改善等を図らなければならない。

## 15 協働

### 【規定する要素】

- 市民等、議会・議員、行政は協働を推進します。
- 公共的課題の解決を図ることを目的に協働します。
- 各主体がお互いの特性を活かし補完し合います。
- 市民等、議会・議員、行政は、相互に協働の意識を高めます。
- 市民等、議会・議員、行政は協働しやすい環境整備に努めます。

### (協働)

第 20 条 市民等、議会及び市長等は、公共的な課題の解決にあたり、それぞれの特性を活かしながら協働を推進するものとする。

2 市民等、議会及び市長等は、相互に協働の意識を高めるとともに、協働の機会の創出に努めるものとする。

## 16 コミュニティ

### 【規定する要素】

- 幅広い世代の市民等は、身近な地域や自らが関心を有するテーマで活動するコミュニティに積極的に参画するよう努めます。
- コミュニティは方向性・ビジョンをつくり共有するよう努めます。
- 行政は、人材育成の機会の創出等、コミュニティが活性化するよう支援します。
- コミュニティの中で学び合う環境を自らがつくっていくことも必要です。
- 特に、子供世代からの地域活動への参画の意識付けを図っていく必要があります。

(コミュニティ)

第21条 市民等は、身近な地域や、関心又は目的を共にし自主的に形成されるコミュニティの活動を尊重するとともに、積極的な参画に努めるものとする。

2 市長等は、コミュニティの活動の振興に関し必要な支援を講じるよう努めるものとする。

3 市民等、議会及び市長等は、コミュニティへの参画意識の高揚に努めるものとする。

## 第6章 市政運営によるまちづくり

## 17 総合計画

### 【規定する要素】

- 総合計画は市のまちづくりの最上位計画であり、行政の全ての事務事業は総合計画にその根拠を置きます。
- 長期的な視点に立ち、時の首長により策定の有無が左右されない、まちづくりの総合的な政策・施策の方向性や目標を定めるものとして不可欠なものです。
- 全市的な視点に立った計画とするために、策定過程における幅広い属性の市民の参画を図ります。
- 実効性のある計画とするため、行政評価により進行管理を着実にを行います。
- 民意を反映する観点から、その策定には議会の議決を経ることとします。

(総合計画)

第22条 市長は、市政の総合的かつ計画的な運営を図るための中長期的な計画の基本理念、基本目標、政策、施策等を体系的に示した基本構想及びこれに基づく基本計画等を内容とする総合計画を策定しなければならない。

2 市長は、総合計画を策定するにあたっては、市民の意向を反映した内容とするため、その策定過程において市民の参画の機会を設けるよう努めなければならない。

3 市長は、基本構想及び基本計画の策定にあたっては、議会の議決を得なければならない。

4 市の政策、施策及び事務事業は、緊急を要するもののほか、総合計画に基づき行われなければならない。

## 18 行政評価

### 【規定する要素】

- 総合計画の進行管理という位置づけで、総合計画に位置づけた全ての施策・事務事業について、毎年度行政評価を行います。
- 計画的で実行性のある事業展開とするため、行政評価により計画（P）・実行（D）・評価（C）・改善（A）のサイクルを確立します。
- 効果的な事業展開のため、評価結果を次年度の事業や予算へ速やかに反映させます。
- 市民等との情報共有の観点から、評価結果は市民等へ毎年度公表します。
- 行政の自己評価のみではなく、評価の客観性を確保する観点から、評価の過程で市民参画による外部評価を行います。

### （行政評価）

第 23 条 市長等は、効果的かつ効率的な市政運営を図るため、行政評価により前条に規定する総合計画の進行管理を行うものとする。

2 市長等は、前項の結果について施策や事務事業の改善及び見直しにつなげるとともに、分かりやすく市民等に公表しなければならない。

3 市長は、前 2 項の行政評価の客観性や信頼性、公平性を確保するため、第三者による評価の手法をとり入れるものとする。

## 19 財政運営

### 【規定する要素】

- 行政は持続可能性や最少の経費で最大の効果を挙げることに寄与する財政運営を行う必要があります。
- 総合計画（長期の事業計画）・行政評価（毎年度の事業評価）との連動を明示します。
- 予算、決算、今後の財政見通し等について、毎年度又は適宜市民等へ公表します。
- 財政面で関連する出資団体についても、財政運営の安定性や透明性の観点から財政状況を公表する必要があります。

### （財政運営）

第 24 条 議会及び市長は、最少の経費で最大の効果を挙げる市政運営を図るため、中長期的な視点により、健全な財政運営を行わなければならない。

2 市長は、総合計画及び行政評価を踏まえた予算編成及びその執行に努めなければならない。

3 市長は、財政状況を市民等に分かりやすく公表しなければならない。



## 20 危機管理

### 【規定する要素】

- 市民等の生命、身体、財産や生活の平穏を守るため、危機管理体制の確立や各主体・関係機関等の連携・協力体制の確立を図ります。
- 市長等は、災害時や不測の事態における危機管理体制の確立や市民等・地域との連携、関係機関等との連携を図るとともに、市民等への丁寧な周知等を行います。
- 市民等は、災害時や不測の事態において、公的機関からの指示待ちではなく、自助・共助の考え方のもと対応します。
- 市民等、議会、行政は自ら又は相互に危機管理意識を高めるよう努めます。

### (危機管理)

第25条 市長等は、市民等の生命、身体、財産又は生活の平穏を守るため、危機に的確に対応するための体制を整備するとともに、その体制が機能するよう市民等への周知を図らなければならない。

- 2 市民等は、災害等の発生時において、自らの安全の確保を図るとともに、相互に協力して災害等への対処に努めなければならない。
- 3 市民等、議会及び市長等は、危機管理の意識の高揚に努めなければならない。

## 第7章 国や他自治体等との連携・協力

### 21 国や他自治体等との連携・協力

#### 【規定する要素】

- 市は、単独では解決できない課題の克服のために、また地方創生・地域再生による成長・発展のために、国や福島県、周辺市町村、近隣県、全国・全世界のゆかりの自治体、関係機関、民間企業等と連携・協力します。
- 市は、公的団体として、また会津の中心都市、日本の地方都市として、国や他自治体、関係機関、民間企業等と、相互理解とそれぞれの得意分野を活かした役割分担のもと、対等な立場で連携・協力することが重要です。

### (国、他自治体等との連携、協力)

第26条 市は、国、福島県、他の自治体及び関係団体との適切な役割分担のもと、単独では対処できない課題や共通する課題、広域的課題を解決するため、相互の連携協力を努めるものとする。

## 22 条例の検証・見直し

### 【規定する要素】

- 市や市民等は、自治の基本となる条例ではあるものの、社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて検証し、その検証の結果、見直しが必要と判断した場合には見直すことが必要です。
- 検証や見直しの方法は、行政独自に行うもののほか、事前に市民等の意見を聴取するなど、必要な措置を講じる必要があります。
- 検証や見直しの結果は、広く市民等に公表します。

### (条例の検証、見直し)

第27条 市民等、議会及び市長等は、社会経済情勢の変化等を勘案し、各条項が自治の確立を通じた自主自立のまちの実現のために適合したものかどうか、適宜検証するものとする。

2 市長は、前項の検証の結果を勘案し、必要があると認めるときは、所要の措置を講じるものとする。

3 市長は、前項の措置を講じるにあたっては、市民等の意見を反映するよう適切な措置を講じるものとする。

4 市長は、前3項の規定による条例の検証及び見直しの結果について、市民等に公表しなければならない。



## 会津若松市まちづくり市民会議

【お問い合わせ先】

事務局：会津若松市企画政策部企画調整課

TEL 0242-39-1285

FAX 0242-39-1401

E-mail [kikaku@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp](mailto:kikaku@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp)